

もとめられる 人を育成する

STEP4

認知症介護指導者研修

認知症介護の指導者を養成する、認知症介護指導者として活躍できる。
受講要件: 認知症介護実務者研修等の企画・立案に参画し、講師となること
が予定されている者等で、実践リーダー研修を修了している者
加算関係: 介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所での認知症専
門ケア加算Ⅱの算定要件の一つ

STEP3

認知症介護実践リーダー研修

認知症介護の学術的知識を学び、介護現場の人材育成、認知症介護の向上、介護
現場を動かす指導スキルが学べる。
受講要件: 介護業務の実務経験5年以上で、実践者研修修了後1年以上経過してい
る者
指定関係: 認知症対応型共同生活介護事業所での短期入所を実施する要件
加算関係: 介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所での認知症専門ケア
加算Ⅰ及びⅡの算定要件の一つ

STEP2

認知症介護実践者研修

認知症介護の専門的知識、実践的介護技術のスキルアップ研修。介護現場全体の技
術向上に繋がる。自分を動かす、自分の強みにする研修。
受講要件: 介護業務の実務経験概ね2年程度の者
指定関係: 認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に修了義務
加算関係: 通所介護での認知症加算の算定要件の一つ

STEP1

認知症介護基礎研修

認知症の理解、基礎知識、認知症介護技術の基礎を学ぶ。現状の認知症介護の見直
し、確認ができる。
対象: 介護保険施設・事業所等に従事する職員等

とちぎ認知症介護研修センターとは

栃木県より、とちぎ認知症介護研
修事業を委託された、県内の認知症
介護従事者の介護技術の向上などを
中心とした研修を行う実施施設です。

認知症対応型サービス事業 管理者研修

受講要件: 実践者研修を修了している者
指定関係: 認知症対応型通所介護、小規模多機能
型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所
の管理者に修了義務

認知症対応型サービス事業 開設者研修

指定関係: 小規模多機能型居宅介護、認知症対応
型共同生活介護事業所の代表者に修了義務

小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修

受講要件: 実践者研修を修了している者
指定関係: 小規模多機能型居宅介護事業所の計画
作成担当者に修了義務

お気軽にお問合せ下さい

とちぎ認知症介護研修センター
☎ 028-666-3388

〒321-2116
栃木県宇都宮市徳次郎町2632-1
FAX 028-665-7761

詳しくは、栃木県ホームページを検索！！

栃木県 認知症介護研修の開催について

検索

高齢者権利擁護等推進員養成研修

虐待防止や身体拘束廃止など高齢者の尊厳の保持の具体的な方策の
推進を図る為に知識・実践的手法を習得する研修です。詳細は栃木県
済生会高齢者ケアセンターにお問い合わせください。電話番号はとちぎ
認知症介護研修センターと同じです。